建設産業新聞　2014/2/7

主任技術者 専任 兼任要件緩和を全国適用

現場間隔10キロ、建築も可

国交省

国土交通省は、震災被災地の復旧・復興工事で特例措置として導入されている主任技術者の兼任要件緩和の全国適用を今月から開始する。各都道府県や地方整備局のほか、建設業1・0一団体などに通知した。兼任要件の緩和は、太田昭宏国交大臣が先月21日に打ち出した「公共事業の円滑な施工確保対策」の取り組みの1つ。入札不調や技術者不足の解消につながることが期待される。

専任の主任技術者の兼任は、対象工作物に一体性・連続性が認められる工事もしくは施工の際に相互調整を要する工事で、工事現場の間隔が「5キロ程度」で適用可能とされていた。

今回の要件緩和により、被災地工事での特例措置と同様に「10キロ程度」のケースでの適用もできるようになる。加えて被災地特例と同様に建築工事でも適用できるようにする。兼任できる現場は原則2件程度とする。

適用ケースには例えば、県の公営住宅建築工事と市が発注する共同住宅建築工事の現場が約10キロ以内の間隔で位置する場合などが考えられる。2つの現場の構造部材を一括調達し相互に工程調整を要するケース、同一の下請業者が工事相当部分を施工しており相互の工程調整が必要なケースなどが想定される。

要件緩和の実際の適用は、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離などの諸条件を発注者が安全・品質の確保などの適正施工の観点から発注者が判断する。

「公共事業の円滑な施工確保対策」では、大型公共建築工事の不調対策、設計労務単価引き上げを柱とする予定価格設定の適正化、スライド条項活用の徹底など工事採算性適正確保ともに、人手不足への対応・平準化の取り組みを対策の柱と位置付けている。

人手不足への対応・平準化の取り組みでは、今回通知した主任技術者の兼任要件緩和の全国適用のほか、地域企業の活用に配慮した発注ロットの大型化、震災被災地で実施している国・自治体の発注見通しの統合・公表の全国実施に踏み切る方針としている。受注者側の技術者や技能労働者の円滑な活用に結び付けていくことをめざす。

このほかに、受注企業の希望に応じて工期時期を調整するフレックス工期の採用（実工事期間の3割かつ3か月以内で労働者確保などの準備を行うための余裕期間を設定）、既契約工事への設計変更などの柔軟な運用実施も盛り込んでいる。

取り組みは順次周知徹底や適用を図っていく方針。